流量観測業務共通仕様書の改定について

H16 県流量観測業務 共通仕様書頁	条番号	改定内容
第2条24項	第2条24項	電子納品を行う場合・・・とするを追記
第5条1項	第5条1項	若しくは,電子データを追記
第7条2項	第7条2項	記載内容を改定
―	第８条	担当技術者の項目を追記
第8条	第9条3項	テクリスを追記
第16条1項	第17条1項	（1）～（3）を削除
第25条3項	第26条	第25条3項を削除
―	第31条	個人情報の取扱いの項目を追記
―	第32条	暴力団員等による不当介入の項目を追記
第31条1項	第34条1項	記載内容を改定
―	第37条	成果品の項目を追記
第35条1項	第39条1項	記載内容を改定
―	第43条	成果品の項目を追記